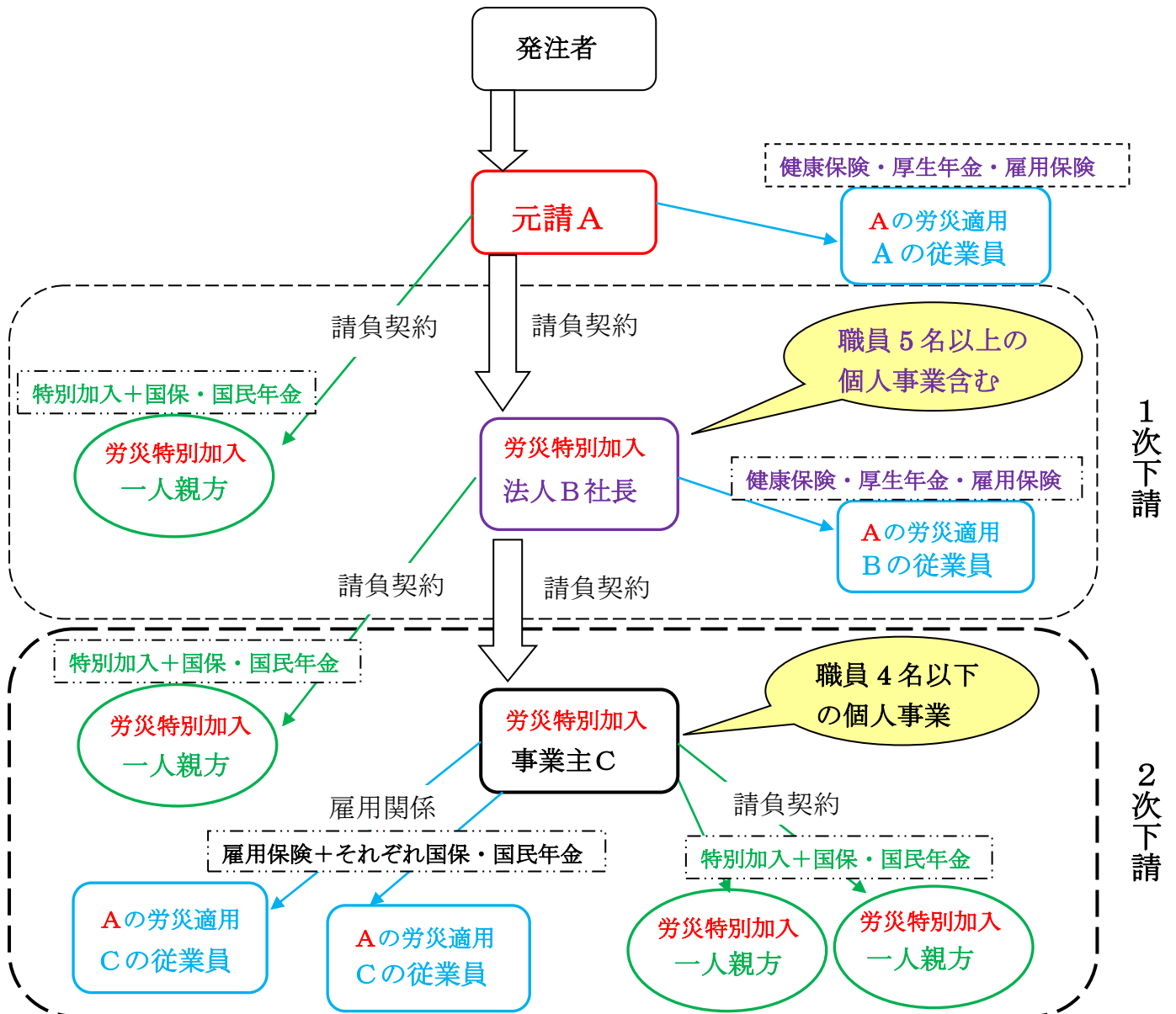


入るべき適切な保険が一目で分かる！

あなたは施工体系図のどこに当てはまりますか？



従業員

=雇用契約を結んでいる労働者の皆さん。
全員に元請Aの労災が適用されます。

法人と職員5名以上の個人事業

=従業員を健康保険・厚生年金・雇用保険に入れる義務があります。現場に出る役員は労災特別加入をして下さい。

職員4名以下の個人事業

=従業員を雇用保険に入れる義務があります。国保・国民年金はそれぞれが加入。現場へ出る事業主は特別加入して下さい。

一人親方

=従業員を雇わず(年間100日未満採用を含む)、一人で仕事を請け負っている方。一人親方が加入する団体で特別加入する必要があります。それぞれ国保・国民年金へ加入する。

1次下請

2次下請